

# **岸和田市立幼稚園及び保育所再編方針**

**【令和 2 年 10 月改訂】**

**令和元年 12 月**

**岸和田市・岸和田市教育委員会**

## 目 次

1、 策定の趣旨	1
2、 本方針の位置付け	1
3、 本市の就学前児童を取り巻く現状	2
4、 市立と民間による財政負担の比較	6
5、 市立幼稚園及び保育所の課題	9
6、 全国及び大阪府内の就学前施設の状況	13
7、 今後の就学前児童に対する教育・保育の考え方	15
8、 まとめ	19
9、 今後の進め方	19

## 1、 策定の趣旨

核家族化や就労形態などライフスタイルの変化に伴い、子育てに対する保護者の考え方も多様化しています。このような背景のもと、国においては子どもや子育てをめぐる様々な状況・課題を解決することを目的に、平成 27 年 4 月から、幼児教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を目的とした「子ども・子育て支援新制度」が開始されています。

本市においても、幼稚園の就園率の低下、保育所の待機児童の発生、施設の老朽化等様々な課題が生じており、これらの課題を早急に解決するとともに、子ども・保護者にとってより良い教育・保育環境の充実に努める必要があります。

このような中、本市の幼児教育や子育て施策の方向性について幼児教育保育学、財政学の専門家、市民委員といった様々な視点から検討していただくため、令和元年 8 月に「岸和田市立幼稚園及び保育所あり方検討委員会(以下「あり方委員会」という。)」を設置して、「今後の就学前児童に対する幼児教育・保育のあり方」について、諮問を行い、同年 10 月に答申をいただきました。

「岸和田市立幼稚園及び保育所再編方針(以下「本方針」という。)」は、あり方委員会からの答申を踏まえつつ、今後の児童数の動向も見据え、市立幼稚園及び保育所を再編し、もって本市の未来を担っていく子どもたちに、良質な教育・保育環境を提供することを目的に策定するものです。

## 2、 本方針の位置付け

本方針は、「第 2 期岸和田市教育大綱」の基本方針 1 の①「幼児教育の質の向上及び幼児教育・保育のあり方の検討」をより具体化した方針です。また、「第 2 期岸和田市子ども・子育て支援事業計画」における待機児童解消策(教育・保育の量の見込み及び確保に関する事項)との整合性が図られており、市立幼稚園及び保育所の再編の進捗に併せて同計画の見直しが行われます。

### 3、本市の就学前児童を取り巻く現状

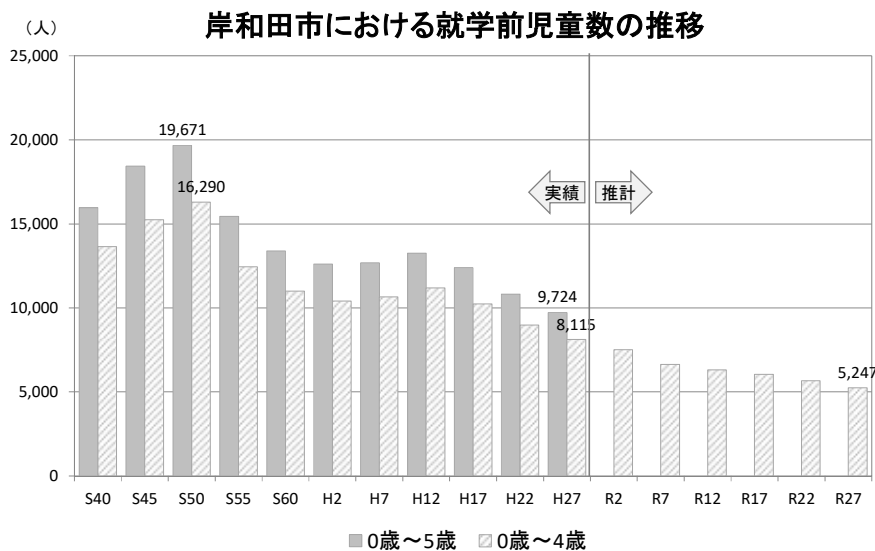
本方針を策定するにあたり、庁内関係課で作成した「岸和田市立幼稚園・保育所あり方検討庁内会議報告書」から市立幼稚園及び保育所の現状を整理します。

#### (1) 就学前児童数の状況(グラフ1)

就学前児童にあたる本市の0歳から5歳の人口は、昭和50年に19,671人となり、ピークを迎えました。その後は増減が見られるものの、全体的には減少傾向にあり、直近の平成27年には、ピーク時と比較して、半分以下の9,724人となっています。

今後も減少傾向が続くと予想されており、国立社会保障・人口問題研究所推計(0歳から4歳の人口)によると、昭和50年と比べ、令和27年には3分の1以下の5,247人になると見込まれています。

(グラフ1)



資料:国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所推計

#### (2) 女性の労働力人口・労働力率と共働き世帯の状況(グラフ2、グラフ3)

今後少子化がなお一層進行する中でも、国においては、女性の就労を促進する方向性を打ち出しており、保育を必要とする子どもの数は増加することが予測されます。

本市においても女性の社会進出は顕著であり、特に子育て世代の多くが含まれる25歳から39歳の女性の\*労働力率は、右肩上がりに伸びています。平成27年には、昭和55年と比べ1.6倍に増加しています。

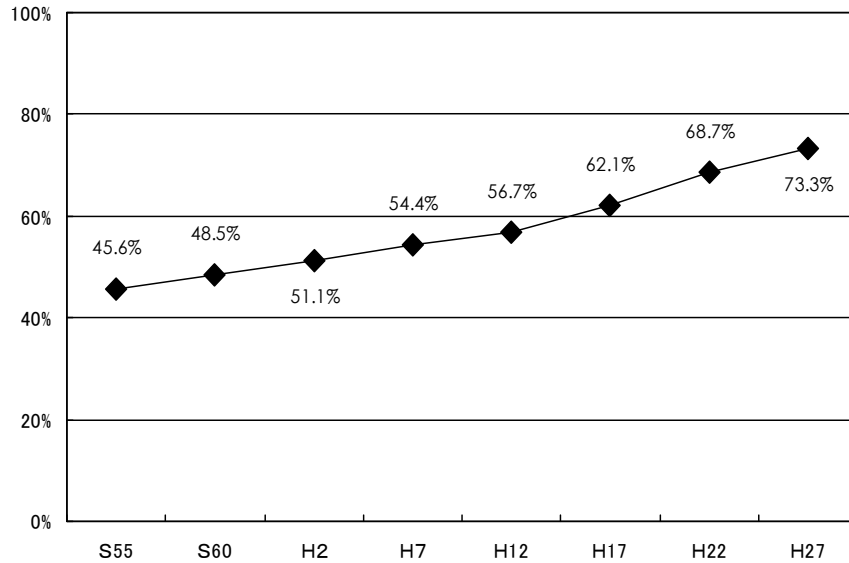
また、子どもがいる共働きの世帯の割合も増加しています。特に0歳から5歳の子どもがいる世帯に限定すると、その伸びは顕著であり、一旦減少が見られたものの、平成27年では、昭和60年と比べ15%以上増加し、50%に近づくものとなっています。

※労働力率

15歳以上の人口に占める「労働力人口」(15歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者」を合わせたもの)の割合のこと。

(グラフ 2)

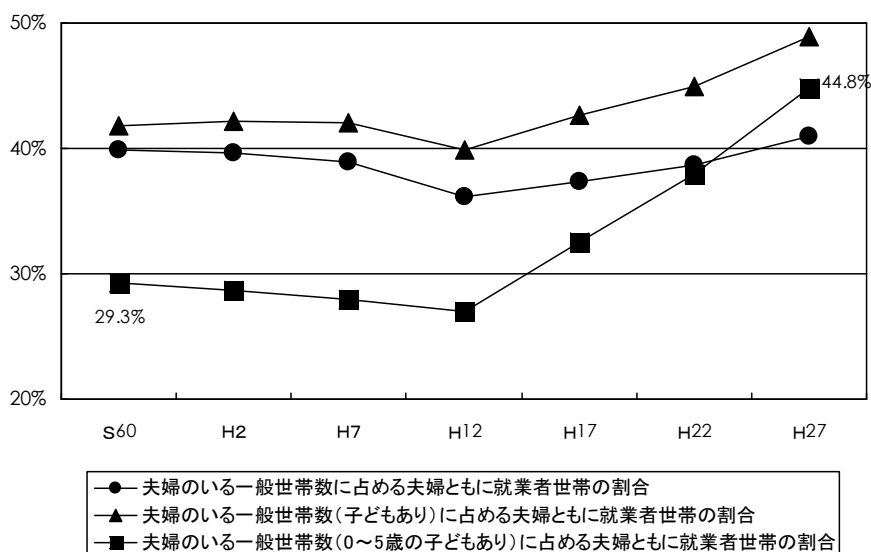
岸和田市における労働力率の推移(25歳から39歳の女性)



資料:国勢調査

(グラフ 3)

岸和田市における共働き世帯の割合の推移



資料:国勢調査

(3) 幼稚園・保育所・認定こども園の入所児童数・施設の状況

① 幼稚園・認定こども園(1号認定)(表1)

令和2年5月時点での幼稚園・認定こども園(1号認定)は、市内に市立・民間合わせて42の就学前施設があります。市外の施設を含めて全体で1,988名の児童が在籍しています。施設別の内訳は、以下のとおりです。

(表1)

幼稚園・認定こども園(1号認定)の施設数及び児童数

施設の種類	施設数 (箇所)	児童数(人)			
		3歳児	4歳児	5歳児	合計
市立幼稚園	23	202	343	399	944
私立幼稚園	2	163	155	152	470
民間認定こども園 (1号認定)	17	110	80	85	275
市外の教育施設	-	100	98	101	299
合計	42	575	676	737	1,988

(令和2年5月1日現在)

② 保育所・認定こども園(2号・3号認定)(表2)

令和2年5月時点での保育所・認定こども園(2号・3号認定)は、市内に市立・民間合わせて38の就学前施設があります。市外の施設を含めて全体で4,169名の児童が在籍しています。

施設別の内訳は、以下のとおりです。

(表2)

保育所・認定こども園(2号・3号認定)の施設数及び児童数

施設の種類	施設数 (箇所)	児童数(人)						合計
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
市立保育所	11	77	167	204	222	235	251	1,156
民間保育園	5	68	131	144	140	148	146	777
民間認定こども園 (2号・3号認定)	18	133	326	413	410	413	394	2,089
民間小規模保育事業所	4	8	16	18	-	-	-	42
市外の保育施設	-	7	21	18	16	22	21	105
合計	38	293	661	797	788	818	812	4,169

(令和2年5月1日現在)

(4) 支援を必要とする児童の状況(表3)

本市ではこれまで、支援を必要とする児童の受入れにあたり、様々な施策を実施してきました。

現在、市立保育所及び※**民営化園**では、支援を必要とする児童を受け入れるための保育士を配置しています。また、市立幼稚園では、クラス担任とは別に支援を必要とする園児数等に応じて介助員を配置しています。

支援を必要とする児童・園児数は、年々増加傾向にあり、各施設においてもその割合が増えてきています。

※**民営化園**

「岸和田市立保育所民営化ガイドライン(平成18年12月)」に基づき、平成21年4月以降、市立保育所を1園ずつ(計5園)順次民営化しました。

(表3)

発達相談件数及び支援が必要な入所(在園)児童数の推移

(単位:人)

	H27	H28	H29	H30	H31/R1
住民基本台帳人口(0歳～5歳)	10,207	10,020	9,707	9,494	9,126
発達相談の実施状況					
発達相談件数	1,396	1,255	1,188	1,261	1,156
0歳～5歳人口に占める割合	13.7%	12.5%	12.2%	13.3%	12.7%
支援が必要な児童(市立保育所及び民営化園)					
入所児童数(3～5歳児)(A)	1,133	1,134	1,135	1,154	1,085
うち支援児童数(3～5歳児)(B)	126	151	153	167	159
支援児童数の割合(B/A)	11.1%	13.3%	13.5%	14.5%	14.7%
支援が必要な児童(市立幼稚園)					
在園児数(3～5歳児)(C)	963	1,066	1,085	1,035	943
うち支援児童数(3～5歳児)(D)	82	109	125	138	143
支援児童数の割合(D/C)	8.5%	10.2%	11.5%	13.3%	15.2%

※発達相談件数は市内における乳幼児健診時の相談件数、療育施設や教育・保育施設を対象とする巡回相談件数などの総数。

※支援が必要な児童(市立保育所及び民営化園)は、発達検査や保育観察により支援が必要と認められた児童。

※支援が必要な児童(市立幼稚園)は、\*あゆみファイルを所持する児童のほか、健康推進課の情報や保護者との面談により支援が必要と認められた児童。

※**あゆみファイル**

支援を必要とする児童に対し、幼児期から受けた療育・教育等の支援内容、経過について保護者や関係機関が記入した記録簿(ファイル)です。保護者や関係機関が児童に対する共通認識を持つことにより、一貫した継続的な支援が行われることを目的に作成されました。

#### 4、市立と民間による財政負担の比較

##### (1) 整備費(表 4、図 1)

認定こども園の整備にかかる費用について、市が整備する市立施設の場合、全額市の負担になりますが、民間事業者が整備する民間園の場合、国庫補助金、府補助金、民間事業者の負担により、市の財政負担は大幅に軽減されます。

仮に定員 150 人(うち 1 号認定者 30 人)の認定こども園(整備費用 6 億円)を整備する場合、市立施設では 6 億円が市の財政負担になるのに対し、民間園では約 5,300 万円(\*国優遇策ありの場合)となります。

##### \*国優遇策

待機児童解消に向けた令和 2 年度までの時限措置であり、国庫補助金が従来の 2 分の 1 から 3 分の 2 に嵩上げ措置が行われています。

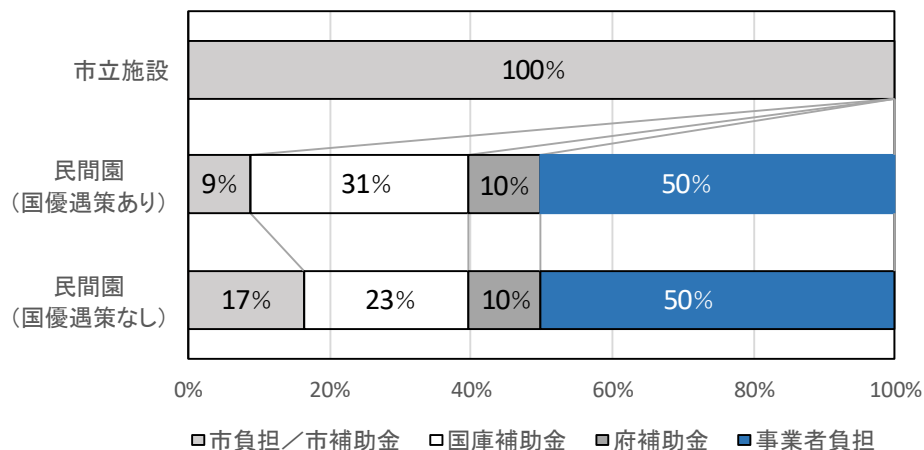
##### (表 4、図 1)

#### 認定こども園整備にかかる財源構成とその割合

[ 整備条件：定員 150 人(うち 1 号認定者 30 人)・整備費 6 億円(設計・工事) ]

(単位:千円)

	市立施設	民間園 (国優遇策あり)	民間園 (国優遇策なし)	備考
国庫補助金	0	185,255	138,714	保育所等整備交付金
府補助金	0	60,000	60,000	認定こども園施設整備費補助金
市補助金	0	53,156	99,357	
事業者(市)負担	600,000	301,589	301,929	
合計	600,000	600,000	600,000	
市負担(再掲)	600,000	53,156	99,357	



##### (2) 運営費(図 2、図 3、図 4、図 5)

就学前施設(幼稚園、保育所、認定こども園)の運営経費は、保育料(保護者負担)に加え、公費(国や地方公共団体の財政負担)により賄われています。

幼児教育・保育施設の運営にかかる市の財政負担を公民の施設別に比較すると、民間園に対する市の財政負担が市立施設の2割から3割程度に抑えられています。これは、民間園に対する国や府の費用負担割合が高いためです。市の財政負担を児童一人あたりで比較すると、市立幼稚園が約55万円に対し、私立幼稚園では約10万円から20万円、市立保育所が約111万円に対し、民間保育施設(民間保育所等)では約33万円となっています。

①幼稚園・認定こども園(1号)

(図2)

幼児教育施設にかかる運営費の財源構成

ア) 市立幼稚園 運営費の財源構成

市で定める保育料	公費負担額
	市100%
← 市の財政負担 →	

イ) 私立幼稚園(旧制度適用施設) 運営費の財源構成

幼稚園就園奨励費	保育料	私学助成 (国・府で負担)
国1/3   市2/3		
← 市の財政負担 →		

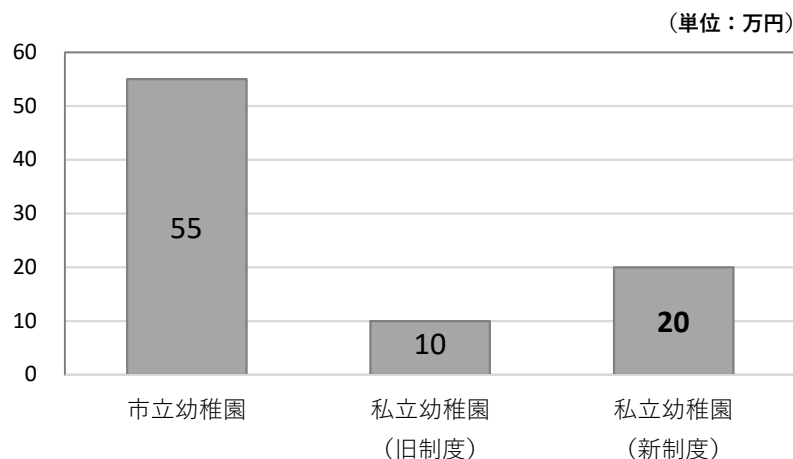
ウ) 私立幼稚園(新制度適用施設)、民間認定こども園(1号) 運営費の財源構成

保育料	公費負担額				
	全国統一費用部分			地方単独費用部分	
	国1/2	府1/4	市1/4	市1/2	府1/2
← 市の財政負担 →					

※私立幼稚園(旧制度適用施設):子ども・子育て支援新制度の施設型給付の対象となる教育・保育施設として確認を受けない旨の申し出を行った私立幼稚園。

(図3)

児童一人あたりの幼児教育(年間)に係る市の財政負担(平成30年度決算)



②保育所・認定こども園(2号・3号)

(図4)

保育施設にかかる運営費の財源構成

ア) 市立保育所 運営費の財源構成

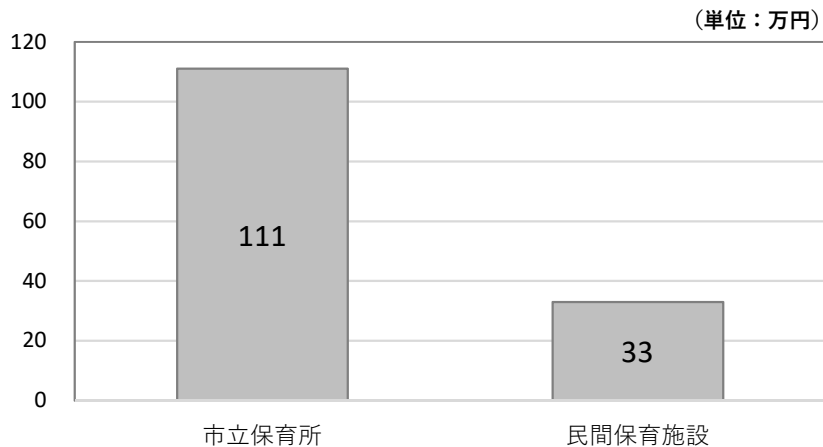
国基準の保育料額		公費負担額	
実際の保育料額	保育料軽減額	市100%	
		市の財政負担	

イ) 民間保育所、民間認定こども園(2号、3号) 運営費の財源構成

国基準の保育料額		公費負担額		
実際の保育料額	保育料軽減額	市 1/4	府 1/4	国 1/2
		市の財政負担		

(図5)

児童一人あたりの保育(年間)に係る市の財政負担(平成30年度決算)



※令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化により、図中の保育料相当分((図2)ア)市で定める保育料、イ)幼稚園就園奨励費及び保育料、ウ)保育料、(図4)ア)及びイ)国基準の保育料額)には、国庫補助金等が充当されます。

## 5、 市立幼稚園及び保育所の課題

### (1) 市立幼稚園の就園率(表 5、表 6)

市立幼稚園の多くが小学校に併設しており、通園区(居住地の小学校区にある幼稚園に入園)を採用しています。

市立幼稚園では 10 施設で 3 歳児保育を行っています。1 学級あたりの定員は 3 歳児が 25 人、4～5 歳児については合わせて原則 35 人としています。

市立幼稚園の充足率(定員に対する園児数の割合)を全体で見ると、3 歳児は 80%を超えていますが、4～5 歳児は定員の 56.4%と大幅な定員割れが生じています。

更に個々の施設で 4～5 歳児の園児数を見ると、30 人以下の施設が 10 施設あり、そのうち 2 施設が 10 人以下となっています。

集団での教育効果が得られるよう、施設規模を検討する必要があります。

(表 5)

市立幼稚園の就園状況

幼稚園名	定員(人)		在園児数(人)		充足率(%)	
	3歳児	4～5歳児	3歳児	4～5歳児	3歳児	4～5歳児
岸 城	25	95	24	57	96.0%	60.0%
浜	—	35	—	17	—	48.6%
朝 陽	25	65	18	46	72.0%	70.8%
東 光	—	60	—	28	—	46.7%
旭	25	65	25	34	100.0%	52.3%
太 田	—	60	—	28	—	46.7%
天神山	—	35	—	14	—	40.0%
修 斉	—	35	—	7	—	20.0%
東葛城	—	25	—	9	—	36.0%
春 木	—	45	—	31	—	68.9%
大 芝	25	65	12	35	48.0%	53.8%
大 宮	25	70	18	47	72.0%	67.1%
城 北	25	50	15	30	60.0%	60.0%
新 条	—	60	—	44	—	73.3%
八木北	—	60	—	39	—	65.0%
八 木	25	65	24	36	96.0%	55.4%
八木南	25	65	25	41	100.0%	63.1%
光 明	—	90	—	38	—	42.2%
常 盤	25	95	25	71	100.0%	74.7%
山直北	25	80	16	50	64.0%	62.5%
城 東	—	35	—	16	—	45.7%
山直南	—	35	—	12	—	34.3%
山 滝	—	25	—	12	—	48.0%
合 計	250	1,315	202	742	80.8%	56.4%

(令和2年5月1日現在)

(表 6)

市立幼稚園における園児数(4～5 歳児)の規模別施設一覧

園児数(4・5歳児)	園数	幼稚園名(園児数)
1～10人	2園	修斉(7)、東葛城(9)
11～20人	5園	浜(17)、天神山(14)、城東(16)、山直南(12)、山滝(12)
21～30人	3園	東光(28)、太田(28)、城北(30)
31～40人	6園	旭(34)、春木(31)、大芝(35)、八木北(39)、八木(36)、光明(38)
41～50人	5園	朝陽(46)、大宮(47)、新条(44)、八木南(41)、山直北(50)
51～60人	1園	岸城(57)
61人～	1園	常盤(71)

(令和2年5月1日現在)

(2) 保育施設における待機児童(表 7)

待機児童数について、0 歳児、1～2 歳児、3～5 歳児の 3 区分に分けて過去 10 年間の推移を見た場合、各年度で数値に増減はありますが、※円滑化等の取組みを実施しても、待機児童が解消されていません。特に、1～2 歳児の待機児童数が高い値で推移しています。

保育施設全体を見た場合、10 年間で 0 歳から 5 歳の人口は 10,995 人から 8,793 人へと約 20.0%減少していますが、保育施設の入所申込者数は 4,160 人から 4,454 人へと約 7.1%増加しており、保育施設の定員が入所申込者の増加に追いついていません。

※円滑化

待機児童解消のため、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(最低基準)を満たした上で、定員を超えて児童を受け入れることをいいます。

(表 7)

## 保育施設への入所状況の推移

(単位：人)

項目/年		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
住民基本台帳人口 (0～5歳)	0歳	1,744	1,707	1,708	1,680	1,600	1,553	1,453	1,505	1,364	1,351
	1～2歳	3,690	3,561	3,510	3,462	3,407	3,311	3,184	3,025	2,967	2,889
	3～5歳	5,561	5,591	5,489	5,355	5,200	5,156	5,070	4,964	4,795	4,553
	合計	10,995	10,859	10,707	10,497	10,207	10,020	9,707	9,494	9,126	8,793
申込者数 (A)	0歳児	273	262	295	272	304	307	329	315	306	324
	1～2歳児	1,403	1,407	1,474	1,484	1,619	1,596	1,607	1,626	1,651	1,683
	3～5歳児	2,484	2,513	2,504	2,513	2,542	2,519	2,493	2,506	2,508	2,447
	合計	4,160	4,182	4,273	4,269	4,465	4,422	4,429	4,447	4,465	4,454
申込率	0歳児	15.7%	15.3%	17.3%	16.2%	19.0%	19.8%	22.6%	20.9%	22.4%	24.0%
	1～2歳児	38.0%	39.5%	42.0%	42.9%	47.5%	48.2%	50.5%	53.8%	55.6%	58.3%
	3～5歳児	44.7%	44.9%	45.6%	46.9%	48.9%	48.9%	49.2%	50.5%	52.3%	53.7%
	合計	37.8%	38.5%	39.9%	40.7%	43.7%	44.1%	45.6%	46.8%	48.9%	50.7%
入所児童数 (B)	0歳児	259	247	272	258	266	268	296	285	274	274
	1～2歳児	1,310	1,297	1,329	1,375	1,378	1,408	1,433	1,433	1,445	1,452
	3～5歳児	2,426	2,454	2,447	2,466	2,443	2,455	2,440	2,471	2,456	2,407
	合計	3,995	3,998	4,048	4,099	4,087	4,131	4,169	4,189	4,175	4,133
未入所児童数 (C[A-B])	0歳児	14	15	23	14	38	39	33	30	32	50
	1～2歳児	93	110	145	109	241	188	174	193	206	231
	3～5歳児	58	59	57	47	99	64	53	35	52	40
	合計	165	184	225	170	378	291	260	258	290	321
待機児童数	0歳児	0	0	1	2	5	2	5	8	2	3
	1～2歳児	8	17	20	11	27	26	16	29	25	21
	3～5歳児	3	4	7	4	10	3	2	1	2	3
	合計	11	21	28	17	42	31	23	38	29	27

各年4月1日時点

\*未入所児童：特定の認可保育施設の入所を希望しており、希望する認可保育施設に入所できていない児童。

\*待機児童：厚生労働省の調査(保育所等利用待機児童数調査)によるもの。保育の必要性が認められ、認可保育施設への入所を希望しながらも入所できていない児童。

## (3) 市立幼稚園及び保育所の施設老朽化(表 8)

市立幼稚園及び保育所の建築後の経過年数を見ると、多くの施設が建築後 40 年を経過しており、施設の老朽化が進行しています。今後、平成 28 年 3 月に策定された「岸和田市公共施設最適化計画(以下「最適化計画」という。)」に定める目標耐用年数 65 年に順次到達するため、今後 10 年から 20 年以内に、施設の建替えや大規模な改修を検討する必要があります。

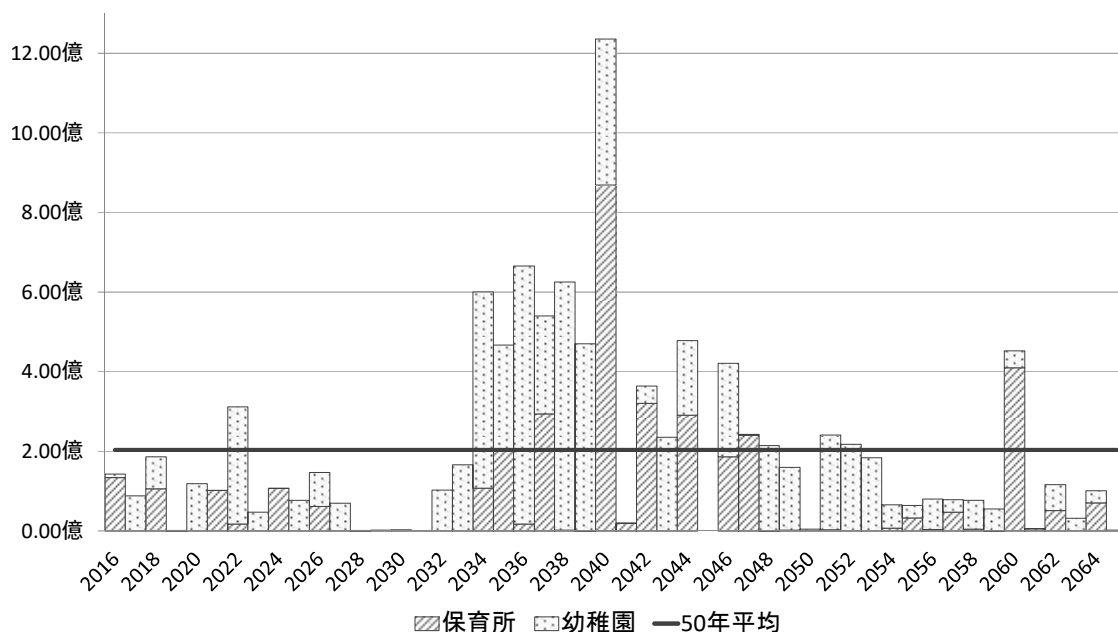
(表 8)

## 市立幼稚園及び保育所の築年数一覧

	築60年以上		築50年～築59年		築40年～築49年		築30年～築39年		築30年未満	
	施設名	建築年	施設名	建築年	施設名	建築年	施設名	建築年	施設名	建築年
幼稚園	浜幼稚園	昭和32年	大宮幼稚園	昭和39年	東光幼稚園	昭和46年	太田幼稚園	昭和58年		
			新条幼稚園	昭和41年	八木南幼稚園	昭和46年	山滝幼稚園	昭和59年		
			旭幼稚園	昭和43年	城北幼稚園	昭和47年	山直北幼稚園	昭和61年		
			八木幼稚園	昭和43年	城東幼稚園	昭和48年	春木幼稚園	昭和62年		
			東葛城幼稚園	昭和44年	岸城幼稚園	昭和48年	修斉幼稚園	昭和63年		
			大芝幼稚園	昭和45年	朝陽幼稚園	昭和48年				
					常盤幼稚園	昭和48年				
					山直南幼稚園	昭和49年				
					八木北幼稚園	昭和53年				
					光明幼稚園	昭和54年				
				天神山幼稚園	昭和54年					
計	1		6		11		5		0	
保育所	浜保育所	昭和34年	春木保育所	昭和45年	城北保育所	昭和47年	大宮保育所	昭和56年	千喜里保育所	平成7年
					城内保育所	昭和49年			桜台保育所	平成19年
					八木北保育所	昭和49年				
					修斉保育所	昭和50年				
					山直北保育所	昭和52年				
					旭保育所	昭和54年				
計	1		1		6		1		2	
合計	2		7		17		6		2	

(令和2年4月1日現在)

(参考) 幼稚園と保育所における今後 50 年間の施設更新費等の推計



(出典: 岸和田市公共施設最適化計画)

## 6、 全国及び大阪府内の就学前施設の状況

### (1) 国の動向について(グラフ 4)

長らくの間、就学前児童の教育・保育については、幼稚園は満3歳からの幼児教育を実施する施設として、また、保育所は保護者の就労等で保育が必要な0歳児からの乳幼児を保育する施設として、それぞれの役割を担ってきました。

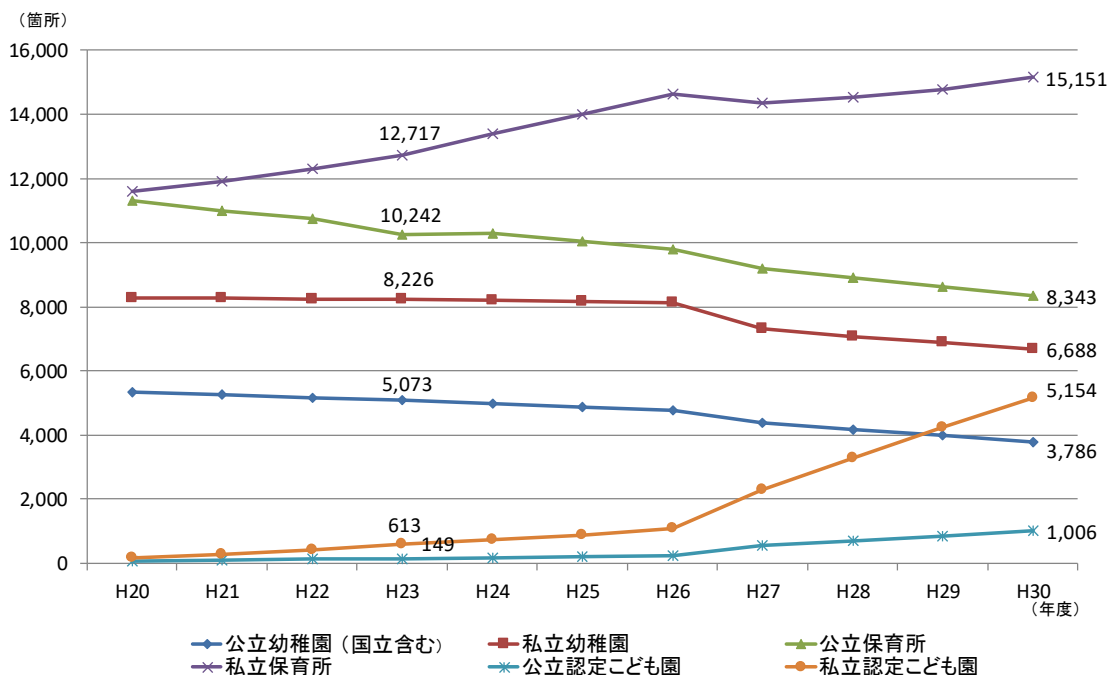
その後、核家族化や就労形態等ライフスタイルの変化から保護者のニーズが多様化し、従来の枠組みだけでは対応できない状況が出てきたため、平成18年に教育・保育ニーズに対応する新たな選択肢となる幼保一体化施設として、認定こども園制度が導入されました。平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」(子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)が公布され、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が全国で始まっています。

認定こども園とは、幼稚園と保育所のそれぞれの長所を活かしながら、その両方の役割を果たすことができる施設であり、就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して提供する就学前施設です。認定こども園の特徴は、保護者が働いている、いないに関わらず利用できる点、また、仮に保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた施設を継続して利用できる点です。さらに、子育て相談や親子の集いの場等といった地域の子育て支援を担う機能も持っています。

認定こども園の数を全国の施設で見た場合、平成23年度に公立149箇所、民間613箇所合わせて762箇所であったものが、平成30年度には公立1,006箇所、民間5,154箇所合わせて6,160箇所と大きく増加しています。一方で、公立及び私立の幼稚園、公立保育所の数は減少しています。

(グラフ 4)

全国の就学前施設数の推移



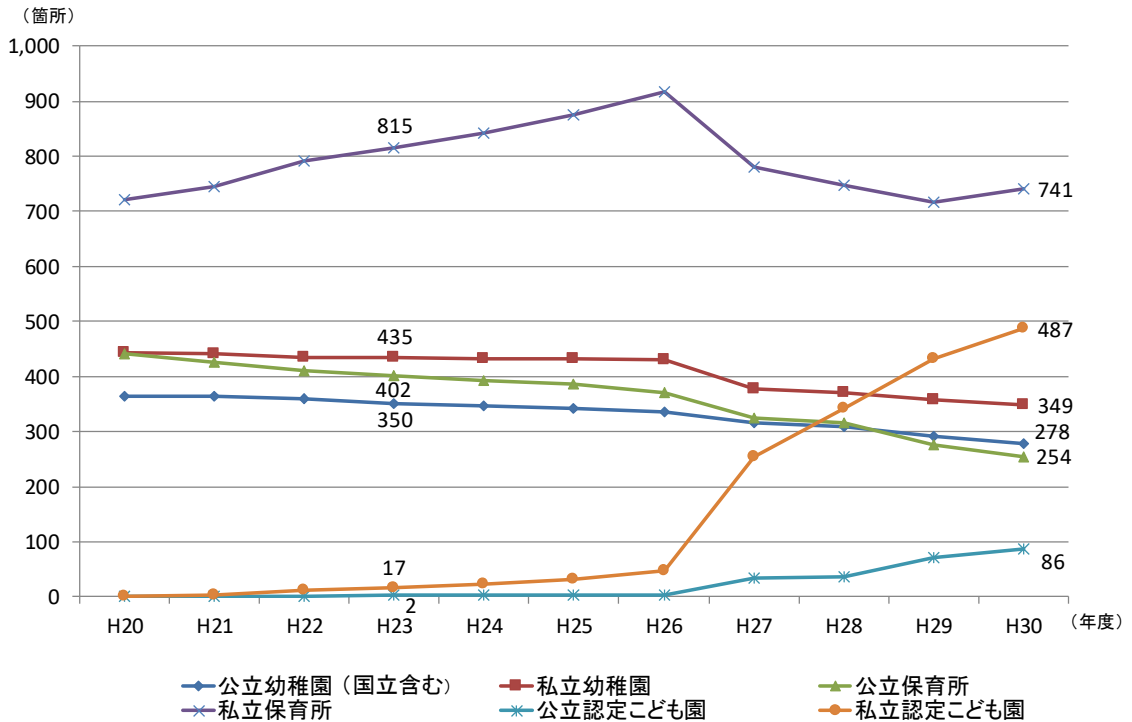
資料: 学校基本調査、福祉行政報告例、内閣府ホームページ

(2) 大阪府の動向について(グラフ 5)

認定こども園の数を大阪府内の施設で見た場合、平成 23 年度に公立 2 箇所、民間 17 箇所  
で合わせて 19 箇所であったものが、平成 30 年度には公立 86 箇所、民間 487 箇所  
で合わせて 573 箇所と高い伸び率で増加しています。公立及び私立の幼稚園、公立保育所の数は全体的  
に減少しており、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行が急速に進んでいることが窺えま  
す。

(グラフ 5)

大阪府の就学前施設数の推移



資料: 学校基本調査、福祉行政報告例、内閣府ホームページ

(参考) 就学前施設(幼稚園・保育所・認定こども園)の比較

	幼稚園	保育所	(幼保連携型)認定こども園
法的性格	学校 (学校教育法に位置付け)	児童福祉施設 (児童福祉法に位置付け)	学校かつ児童福祉施設(認定こども園法に位置付け)
職員資格	幼稚園教諭	保育士	保育教諭(幼稚園教諭の免許状と保育士資格を併有)
利用児童	1号認定	2号・3号認定	1号・2号・3号認定
指針	幼稚園教育要領	保育所保育指針	幼保連携型認定こども園教育・保育要領
給食	提供義務なし	提供が前提	1号: 幼稚園と同じ 2号・3号: 保育所と同じ
開園日	1日につき4時間を標準	1日につき、原則8時間保育、11時間	1号: 幼稚園と同じ 2号・3号: 保育所と同じ
閉園日	夏・冬・春に長期休日 (アフタースクールあり) 土日・祝・年末年始	日・祝・年末年始	1号: 幼稚園と同じ 2号・3号: 保育所と同じ

## 7、 今後の就学前児童に対する教育・保育の考え方

就学前児童に対する教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものとして、非常に重要です。

本市においても国、大阪府内の動向を踏まえながら、これからの就学前施設のあり方として“子ども・保護者にとって、より良い教育・保育環境の充実を図ること”を第一の目的に、0歳児から5歳児を就学前児童として一体的に捉え、市立幼稚園及び保育所のあり方についても、同様の観点から再編を行います。

なお、再編にあたっては、以下の考え方を基本とします。

### (1) 市立幼稚園及び保育所を集約し、認定こども園へ再編

これまでの枠組みに捉われず、市立幼稚園及び保育所を就学前施設として一体的に捉え、市立幼稚園及び保育所を集約し、順次認定こども園へ再編します。なお、将来の就学前児童数を見据えつつ、今後10年間を目途に再編を行います。

認定こども園へ再編することにより、幼稚園と保育所が一体化し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいた教育・保育環境の充実とともに、本市が長年抱えている幼稚園における小規模化の解消、保育所における待機児童の解消を図ります。

### (2) 地域(3次生活圏)ごとに再編

本市ではこれまで、歴史的な経過や風土・環境等から、市域を6つの地域(都市中核・岸和田北部・葛城の谷・久米田・岸和田中部・牛滝の谷)に区分し、それぞれの地域(3次生活圏)を一つのまちとして、商業・教育・文化等の環境が整い、日常生活が営める最も大きなコミュニティ単位として捉え、まちづくりを進めてきました。

こういったことから、市立幼稚園及び保育所の再編にあっても、地域(3次生活圏)を基本的な単位として再編を行います。

地域(3次生活圏)を単位とすることにより、これまで本市が行ってきたまちづくり、コミュニティ意識を活かしながら、それぞれの地域特性を踏まえた上で、教育・保育環境の充実を図ります。

また、集約対象となる施設数やその規模、新設される認定こども園の定員・対象児童等については、地域特性、既存の就学前施設(市立・民間を問わず)を考慮して、柔軟に決定します。併せて定員を大幅に下回っている施設については、施設の統合等についても検討を進めます。

### (3) 地域(3次生活圏)ごとに市立認定こども園を設置

再編にあたっては、これまで市立幼稚園及び保育所で培ってきた知識や経験を継承するとともに、次のような機能・役割を担うため地域(3次生活圏)ごとに原則1箇所の市立認定こども園を設置します。なお、市立認定こども園の設置数については、児童数、施設の整備状況の他、今後の社会情勢、保護者ニーズ等を踏まえ、必要に応じて本方針を見直す中で検討します。

また、市立認定こども園の設置にあたっては、できる限り既存ストック(土地・建物)を効率的に活用します。

#### 市立認定こども園が果たすべき機能・役割

##### 1、全ての就学前児童に対する教育・保育の保障

- ・ 小学校との接続カリキュラム等の研究・開発、民間園への普及・支援
- ・ 就学前教育・保育に関するパイロット事業(試行的事業)の実施
- ・ 支援を必要とする児童に適した教育・保育の提供と環境整備
- ・ 民間事業者の参入が困難な地域における児童の受入れ

##### 2、多様な保護者ニーズへの対応

- ・ 市立施設を希望する保護者の選択肢の確保

#### (4) 民間事業者の積極的な参入の促進

民間園に目を向けると、既に多くの法人が教育・保育の提供主体となっています。民間園では各園の保育理念に基づいた様々な活動を実施するなど、特色ある教育・保育が行われています。

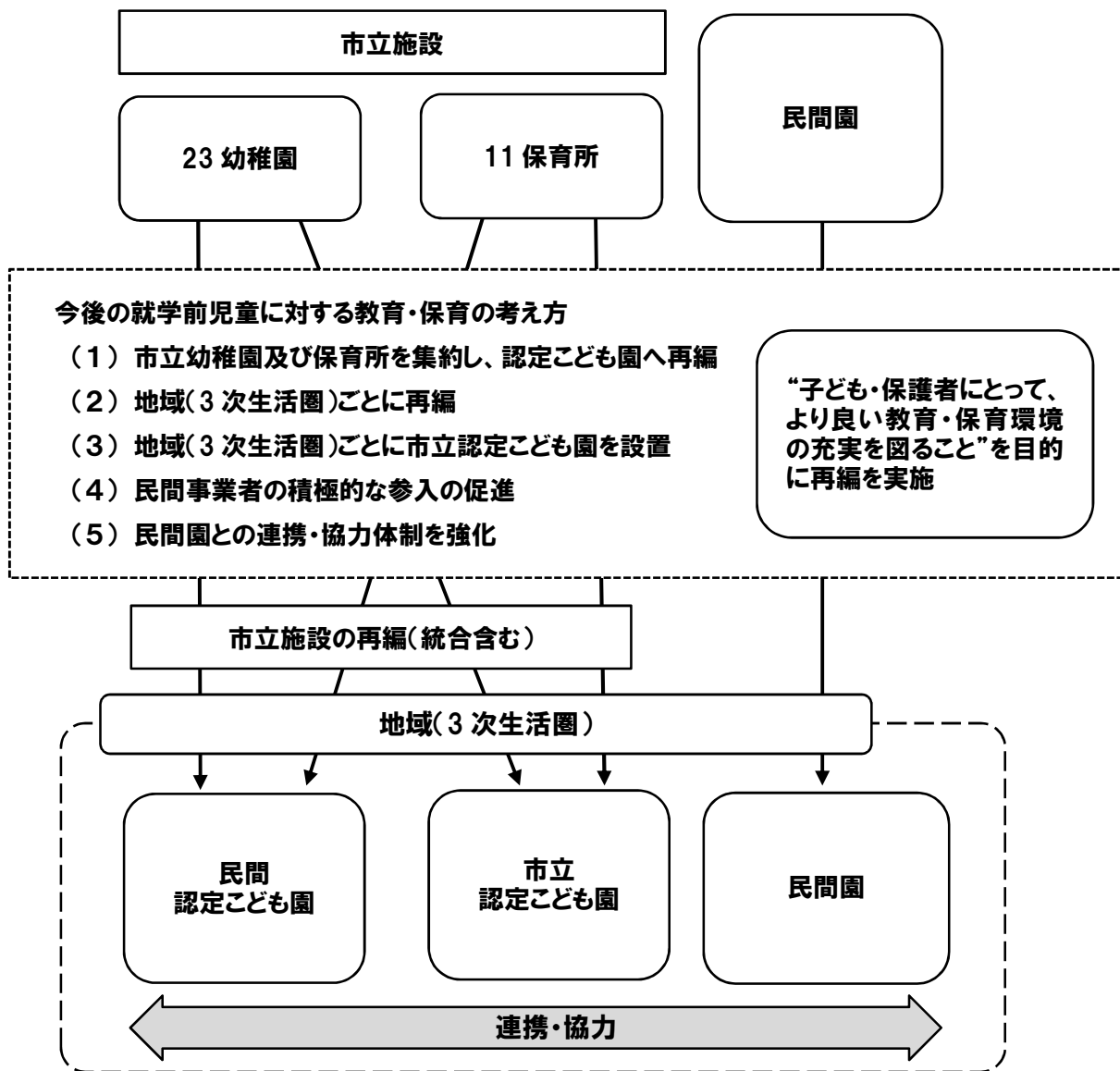
また、施設の老朽化に伴う建替えや大規模改修に関しても、市立施設は費用の多くを市の財政負担で賄わなければなりません。民間事業者が整備する場合、国や府の費用負担の割合が高いため、市の財政負担(一般財源の投入)を大幅に抑えることが可能です。本市の財政状況、今後の自治体経営を考えた場合、現状の公共施設をそのまま維持し、運営していくことは非常に困難です。最適化計画においても、今後真に必要な施設を維持していくために、施設の適正量への一定の削減が必要と示されています。市立幼稚園及び保育所の再編にあっても、この点を踏まえ、検討するとともに、民間事業者の積極的な参入を図ります。

これにより、民間事業者ならではの自由な発想や特色が発揮されるとともに、削減される経費については、子どもに関する施策に還元し、教育・保育環境の向上に努めます。

#### (5) 民間園との連携・協力体制を強化

本市においては、既に多くの民間園が教育・保育の提供主体となっています。今後、再編を進めるにあたって、民間事業者の積極的な参入を進める観点から、従来の補助金制度を、保育士の確保と定着、支援を必要とする児童の受入れ等、保護者ニーズや教育・保育の質の向上が図られる補助制度になるよう再構築します。また、市と民間園による共同研修会の開催等、市と民間園との連携・協力体制を強化し、本市の教育・保育環境の充実を図ります。

<今後の就学前児童に対する教育・保育の考え方(再編のイメージ)>



- 再編シミュレーション(以下の条件で試算)**
- ・ 第2期岸和田市子ども・子育て支援事業計画に定める人口推計を用いる。
  - ・ 市立施設(市立幼稚園及び保育所)を利用する児童の割合を人口推計に乗じて算出した児童数(市立施設利用児童数)と直近3年の未入所児童の平均児童数を合算した児童数を対象児童数とする。
  - ・ 再編により新たに設置される認定こども園の定員を、1施設あたり150人とする。

地域(3次生活圏)ごとの対象児童数推計と必要再編数

項目/地域	都市中核	岸和田北部	葛城の谷	久米田	岸和田中部	牛滝の谷	合計
令和2年(2020年)	719人	413人	365人	319人	330人	266人	2,412人
令和12年(2030年)	652人	329人	335人	291人	264人	254人	2,125人
再編後の認定こども園数	4~5園	2~3園	2~3園	2~3園	2~3園	2園	14~19園

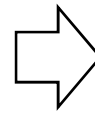
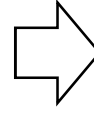
(参考)再編の全体像

<再編前(R2)> ※10年後を目標に再編を実施

地域 (3次生活圏)	市立幼稚園	市立保育所
都市中核 (幼稚園:5 保育所:4)	岸城幼稚園 浜幼稚園 朝陽幼稚園 東光幼稚園 大宮幼稚園	浜保育所 千喜里保育所 大宮保育所 城内保育所
岸和田北部 (幼稚園:4 保育所:2)	春木幼稚園 大芝幼稚園 城北幼稚園 新条幼稚園	春木保育所 城北保育所
葛城の谷 (幼稚園:5 保育所:2)	旭幼稚園 太田幼稚園 天神山幼稚園 修斉幼稚園 東葛城幼稚園	旭保育所 修斉保育所
久米田 (幼稚園:3 保育所:1)	八木北幼稚園 八木幼稚園 八木南幼稚園	八木北保育所
岸和田中部 (幼稚園:2 保育所:1)	光明幼稚園 常盤幼稚園	桜台保育所
牛滝の谷 (幼稚園:4 保育所:1)	山直北幼稚園 城東幼稚園 山直南幼稚園 山滝幼稚園	山直北保育所
合計	23園	11園

<再編後(R12)>

(再編後の) 認定こども園数
4~5園
2~3園
2~3園
2~3園
2~3園
2園
14~19園



※ 地域(3次生活圏)ごとに原則1箇所の市立認定こども園を設置します。なお、市立認定こども園の設置数については、児童数、施設の整備状況の他、今後の社会情勢、保護者ニーズ等を踏まえ、必要に応じて本方針を見直す中で検討します。

※ 再編後の認定こども園数は、市立及び民間認定こども園を合わせた数を想定しており、今後の児童数、施設の整備状況・定員数により変更する場合があります。

## 8、まとめ

本市の現状と課題、今後の就学前児童に対する教育・保育の考え方(課題解決策)をまとめると、以下のとおりになります。

現状と課題	今後の就学前児童に対する教育・保育の考え方(課題解決策)
就学前児童数の減少 幼稚園の小規模化	市立幼稚園及び保育所を集約し、認定こども園へ再編を行うことにより、幼稚園の小規模化を解消し、就学前教育における集団規模の確保を図ります。
	地域(3次生活圏)ごとに再編を行うことにより、幼稚園の小規模化及び待機児童を解消し、教育・保育環境の充実を図ります。
共働き世帯率の上昇 待機児童の増加	民間事業者の積極的な参入により、認定こども園の整備を促進し、速やかに待機児童の解消を図ります。
市立施設の老朽化	市立認定こども園の設置にあたっては、必要に応じて既存ストックの改修工事を行うことにより、老朽化の解消を図ります。
支援を必要とする児童の増加	市立認定こども園の設置により、引き続き支援を必要とする児童の受け入れを行いつつ、これまで培ってきた知識や経験を民間園へ普及・支援することにより、教育・保育環境の充実を図ります。
	補助金制度の再構築、共同研究会の開催等による市と民間園との連携・協力体制を強化することによって、民間園での受入枠の拡大を図ります。

## 9、今後の進め方

本市では、就学前児童に対する教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものという重要性に鑑み、これまで市立幼稚園及び保育所における教育・保育環境の充実を図ってきました。

しかしながら、ライフスタイルの変化、保護者ニーズの多様化等により、本市においても既述のように様々な課題が生じています。将来世代に対して、これ以上、課題解決の先送りはできません。

市立幼稚園及び保育所の再編にあたっては、今後も就学前児童に対する教育・保育の重要性を踏まえつつ、民間園とより一層連携・協力しながら、子ども・保護者にとってより良い教育・保育環境の充実を図り、“子育てしやすいまち岸和田”を目指します。

また、速やかに良質な教育・保育環境を整備するため、将来的な自治体経営の視点も踏まえ、以下の点に留意し、スピード感を持って再編に取り組みます。

### (1) 子ども・保護者等への配慮

子ども・保護者にとっては、教育・保育環境が変わることに不安を感じることも考えられます。

こういったことから、子ども・保護者等の不安の解消を図るため、本方針を含む本市の考え方、進め方、スケジュール等について丁寧な説明を行っていきます。

また、市立幼稚園及び保育所の再編に伴う園児の取扱いについては、柔軟に対応します。

(2) 「(仮称)岸和田市立幼稚園及び保育所再編個別計画」の策定・公表

具体的な取組みを示した「(仮称)岸和田市立幼稚園及び保育所再編個別計画(以下「個別計画」という。)」を策定し、集約となる対象施設、集約方法、実施時期等を公表します。

子ども・保護者、民間園等に与える影響を考慮し、原則として実施予定の前々年度までに、その都度公表します。

個別計画の策定にあたっては、以下の点に留意します。

- ① 個別計画では、その計画期間を定め、スピーディー、かつ、着実に実施します。
- ② 民間事業者の自由な発想・提案を最大限に活用します。そのためにも、多くの民間事業者が参入可能となるような方法とします。
- ③ 集約する施設の選定にあたっては、本市の課題、施設の配置バランス等を考慮し、優先順位を付けて選定します。

(3) 方針等の見直し

子ども・保護者にとって、より良い教育・保育環境の充実を図る観点から、市立認定こども園の機能、市立・民間園の役割等については、今後の社会情勢や保護者ニーズ等を踏まえ、計画期間中に適宜効果検証を行い、必要に応じて本方針(個別計画を含む)を見直します。